

○秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の公告及び縦覧について

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したいので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

また、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月25日

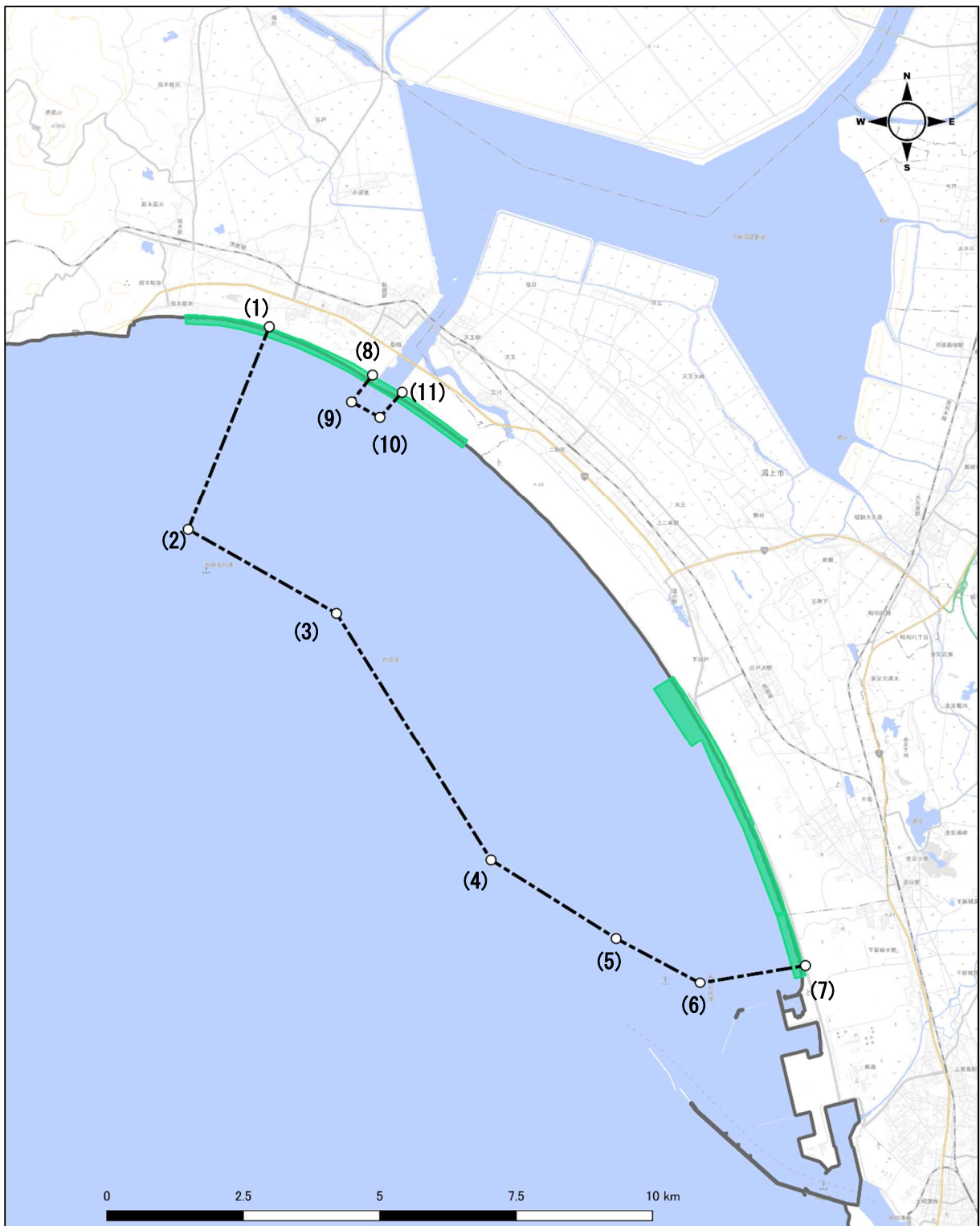
経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域

<p>秋田県男 鹿市、潟 上市及び 秋田市沖</p>	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域</p> <p>次に掲げる(1)～(7)の地点を順次に結んだ線、(8)～(11)の地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、海岸保全区域(海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。)以外の海域</p> <p>(1) 北緯三九度五四分三秒東経一三九度五五分二〇秒の地点 (2) 北緯三九度五二分二秒東経一三九度五四分一九秒の地点 (3) 北緯三九度五一分一三秒東経一三九度五六分一四秒の地点 (4) 北緯三九度四八分四七秒東経一三九度五八分一五秒の地点 (5) 北緯三九度四八分一秒東経一三九度五九分五二秒の地点 (6) 北緯三九度四七分三秒東経一四〇度〇分五七秒の地点 (7) 北緯三九度四七分四秒東経一四〇度二分一八秒の地点 (8) 北緯三九度五三分三秒東経一三九度五六分四〇秒の地点 (9) 北緯三九度五三分一秒東経一三九度五六分二四秒の地点 (10) 北緯三九度五三分一秒東経一三九度五六分四六秒の地点 (11) 北緯三九度五三分二五秒東経一三九度五七分三秒の地点</p>
--	---

平面图



二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の縦覧方法

イ インターネットの利用による方法

(1) 縦覧資料の掲載箇所

経済産業省ホームページ及び国土交通省ホームページ

(2) 縦覧期間

令和4年8月25日(木)から9月8日(木)まで

ロ 書面の閲覧による方法

(1) 縦覧場所

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

秋田県産業労働部エネルギー・資源振興課

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課・船越出張所・脇本出張所

潟上市総務部企画政策課

秋田市環境部環境総務課

(2) 縦覧期間

令和4年8月25日(木)から9月8日(木)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

10時00分から18時15分まで

秋田県産業労働部エネルギー・資源振興課

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課・船越出張所・脇本出張所

潟上市総務部企画政策課

秋田市環境部環境総務課

8時30分から17時15分まで

三 意見書の提出

一に記載する区域に係る利害関係者は、縦覧に供された指定の案について、以下の通り経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。

イ 提出方法及び提出先

(1) 郵送の場合

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番地1号 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 宛てに二部郵送すること。

(2) 電子メールの場合

bzl-zyouhouteikyoku2022@meti.go.jp (経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課)宛てに送信すること。

ロ 提出期限

縦覧期間が終了する日までに必着

ハ 記載要領

- (1) 意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。
- (2) 意見は、日本語により記載すること。